

令和6年3月26日

株式会社植村組 一般事業主行動計画

【次世代育成支援対策推進法】

社員がもっと子育てにかかわることができるよう、社員全員を含めた働き方の見直しを行う。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和7年3月31日迄の3年間

2. 内 容

目標1 年次有給休暇を年10日以上付与される労働者の年次有給休暇の1人あたりの平均取得日数を10日以上にする。
【平均取得日数9日（2023年9月末時点）】

< 対策 >

◎令和4年4月1日～ 年次有給休暇の取得状況を把握する

◎令和4年4月1日～ ホームページ及び電子メールを利用してPRの実施

< 行動計画変更後の対策 >

◎令和6年4月1日～ 対象労働者の年次有給休暇の取得状況を把握し、取得が進んでいない部署に対し、働きかけを行う。

目標2 男性の育児休暇取得を20%以上にする。

< 対策 >

◎令和4年4月1日～ 育児休業期間中の代替要員の確保や業務体制の見直しを行う

◎令和4年4月1日～ 配偶者が出産した男性社員も対象として、人事部及び上司から育児休業取得をすすめる